

名古屋市における新型コロナウイルス感染症にかかる5類移行後の障害者施設の医療対応について

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策室

1 対象者

市内の障害者施設入所者

ショートステイなど、実態上、施設が生活の場となっている方も含みます。

2 陽性者が発生した場合の初動対応

- 保健センターによる積極的疫学調査及び陽性者の健康観察は終了しました。施設で患者が発生した場合には、施設医、嘱託医又はかかりつけ医(以下「かかりつけ医等」という。)にご相談ください。
- 重症化防止のため、適応がある患者には有効な抗ウイルス薬などの早期投与について、かかりつけ医等にご相談ください。
抗ウイルス薬は一般流通しており、全国の医療機関で処方可能です。

3 医療提供体制

(1) 対応医療機関について

幅広い医療機関で受診が可能になります。まずはかかりつけ医等にご相談ください。また、受診・相談センターでは、外来対応医療機関をご紹介します。

○ 受診・相談センター

〔 電話番号 050 - 3614 - 0741 〕
〔 開設時間 24 時間 〕

(2) 入院調整について

これまで、名古屋市新型コロナウイルス感染症対策室にて行っていた入院調整は終了しました。

ア 今後は、医療機関間の連携により入院調整が行われますので、かかりつけ医等にご相談ください。

イ 無症状及び軽症の場合には、インフルエンザ等他の5類感染症と同様に、施設内での療養にご協力ください。単に隔離のみを目的とした入院は医療ひっ迫に繋がりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

ウ 新型コロナ患者の移送体制は、令和5年5月7日をもって終了しました。ただし、透析患者が新型コロナに感染した場合の移送については令和5年9月末まで一部継続します。詳細については、かかりつけの透析医療機関にご相談ください。

(3) 医療費について

原則、公費負担は終了し、自己負担となります。

ア 入院費に関しては、令和5年9月末まで「高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額する」措置が講じられます。自己負担額が2万円に満たない場合には、その額が減額されます。

イ 抗ウイルス薬は一般流通しておりますが、令和5年9月末までは公費支援が継続されます。検査費用についても、原則公費負担は終了し、自己負担となります。

(4) 検査について

障害者施設内での感染拡大や新たなクラスターの発生を予防することを目的に、引き続き従事者には、抗原定性検査による週2回程度のスクリーニング検査を令和5年9月末まで公費負担で継続します。